

医療通訳技能認定試験

医療通訳技能者 資格更新制度のご案内

医療通訳技能認定試験【基礎・専門】に合格し、医療通訳技能者としての資格（医療通訳基礎技能者・医療通訳専門技能者）を取得された方々には、資格の有効期間が設定されており、医療通訳に関する知識および技能の保持と向上を図るとともに、生涯学習を推進することを目的として、日本医療教育財団の定める資格更新制度が適用となります。

資格の更新にあたっては、資格の有効期間内に、更新条件を満たしたうえで更新申請の手続きを行い、承認を受けることが必要となります。

以下に記載する資格更新制度についての説明を参照のうえ、該当する更新申請期間内に、更新申請の手続きを行ってください。

更新申請の手続きを行わないと、資格が失効となりますので、ご注意ください。

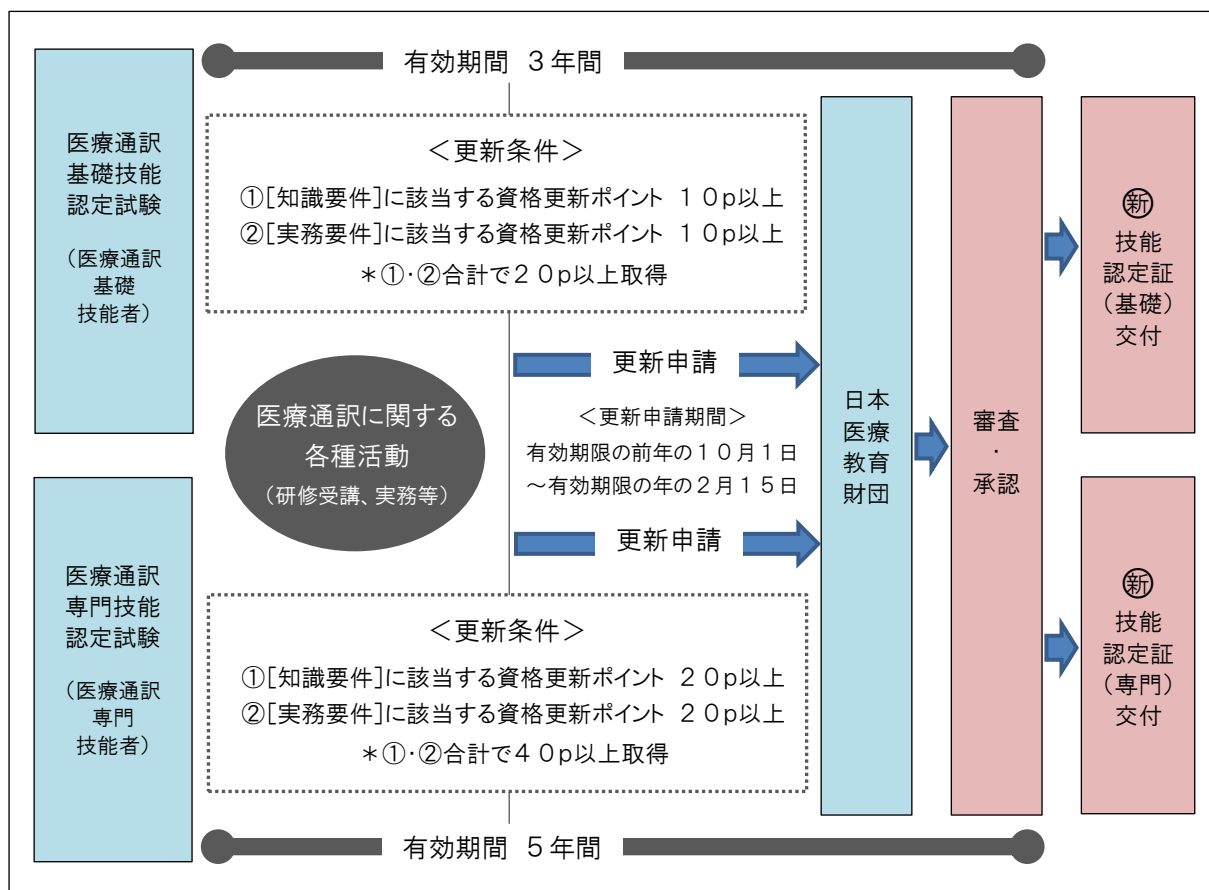
■ 資格の有効期間

医療通訳基礎技能認定試験 (医療通訳基礎技能者)	3年間 (認定日より3年経過後の3月31日までを有効期限とする)
医療通訳専門技能認定試験 (医療通訳専門技能者)	5年間 (認定日より5年経過後の3月31日までを有効期限とする)

○各人の資格の有効期限は、合格後に交付された「技能認定合格証」に記載の日付をご確認ください。

■ 資格更新制度のしくみ

以下の図は、資格更新制度のしくみを表したものです。詳細は、次ページ以降をご覧ください。



(1) 更新条件

資格の有効期間内に行った医療通訳に関する各種活動（研修受講、実務等）により、所定の資格更新ポイントを取得することが条件となります。

資格更新ポイントには、①[知識要件]と②[実務要件]の2種類があり、それぞれの要件に該当する資格更新ポイントを取得する必要があります。

	所定の資格更新ポイント
医療通訳基礎技能認定試験 (医療通訳基礎技能者)	①[知識要件] 資格更新ポイント 【10p以上】取得 ②[実務要件] 資格更新ポイント 【10p以上】取得 ＊①・②合計で【20p以上】取得 ポイント詳細：[別紙1] 基礎 資格更新ポイント一覧表を参照
医療通訳専門技能認定試験 (医療通訳専門技能者)	①[知識要件] 資格更新ポイント 【20p以上】取得 ②[実務要件] 資格更新ポイント 【20p以上】取得 ＊①・②合計で【40p以上】取得 【付帯事項】有効期限からさかのぼって、 <u>過去2年以内に10p以上</u> 取得していること。(資格更新ポイント①・②の内訳は問わない) ポイント詳細：[別紙2] 専門 資格更新ポイント一覧表を参照

① [知識要件]

下記 i ～ iv のいずれかの内容に関する研修・講座・セミナー等の受講や、学会の参加を[知識要件]の対象とする。

- i. 医療知識（診療科別医学知識、医療の最新動向等）
- ii. 医療通訳理論
- iii. 外国人患者受入れ対応に関する知識
- iv. 多文化理解に関する知識

② [実務要件]

通訳実務に関する研修・講座・セミナー等の受講、および、医療通訳に関する実務活動を[実務要件]の対象とする。

■研修・講座・セミナー等の受講

- ・通訳実務に関する下記 i ・ ii のいずれかの内容に関する研修・講座・セミナー等の受講（i ・ ii の内容を講義の半分以上占めるもの）
 - i. 通訳技術・通訳実技
 - ii. 通訳実務実習
- ※ i ・ ii とともに、内容にロールプレイング・実技演習を含むものとする。（座学や見学のみは不可）
- ※医療通訳に限らず、通訳全般に関するものを対象とする。

■実務活動

- ・医療通訳に関する実務活動（医療機関等での実務）

(2) 更新申請

(1) の更新条件を満たしたうえで、該当する更新申請期間内に、以下の要領で更新申請の手続きを行います。

更新申請期間	有効期限の前年の 10 月 1 日から、有効期限の年の 2 月 15 日まで 【例】有効期限：2025 年 3 月 31 日 ⇒更新申請期間：2024 年 10 月 1 日～2025 年 2 月 15 日
更新申請に必要な書類	① <様式 1> 資格更新申請書 ② <様式 2> 資格更新ポイント表 ③ 取得ポイントの証明書類 (必要となる証明書類については、[別紙 1] および [別紙 2] を参照) ※上記①・②は、日本医療教育財団 Web サイト (医療通訳技能認定試験ページ) よりダウンロードのうえ使用してください。
更新手数料	5,000 円 (税込) * 基礎・専門 同額
更新申請の手続き方法	更新申請期間内に、以下 1～3 の流れで申請手続きを行ってください。 1 更新申請に必要な書類①～③を揃え、必要事項を記入する。 ↓ 2 日本医療教育財団指定の口座に、更新手数料を振り込む。 【普通預金口座】三菱UFJ銀行 神田支店 0091041 ※振込手数料はご負担ください。 ↓ 3 更新申請に必要な書類①～③に、更新手数料を振り込んだ際の振込明細書を貼付のうえ、日本医療教育財団まで Email もしくは郵送で送付する。 ※郵送の場合は、2 月 15 日の消印有効とします。 ※Email で送付の際は、必要書類をすべてデータで添付してください。 <送付先> Email jigyo@jme.or.jp 郵送 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9 駿河台フジビュービル 6 階 宛名 [一般財団法人 日本医療教育財団 医療通訳資格更新申請 受付係]
更新申請後の流れについて	更新申請に必要な書類を日本医療教育財団で受理した後、審査・承認を経て、新たな「技能認定証」を発行し、交付します。 ※審査・承認から技能認定証の交付までは、1 ヶ月間程度を予定しておりますが、状況により 1 ヶ月を超える場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ※希望者には、携帯用の資格証明となる【資格認定カード】を交付します (発行料別途)。ご希望の場合は、<様式 1> 資格更新申請書の【資格認定カード希望欄】に○を記入してください。申請受理後に別途、発行に関するご案内をいたします。

* 注意事項：更新条件を満たさない等、申請内容の不適合により、更新が認められなかった場合は、納入された更新手数料から口座の振込手数料を差し引いた額を返金します。
あらかじめご了承ください。(提出された申請書類は返却しません)

＜資格更新の猶予措置（特例措置）について＞

以下①・②に示すような正当な事由がある場合は、原則として資格の有効期間内に日本医療教育財団に届け出て承認を得ることにより、3年間を限度として、資格更新の有効期限を猶予することができます。（届出の際には、①・②に該当することを証明するいずれかの書類の提出が必要となります）

届出を希望される場合は、以下のお問合せ先までご連絡ください。

なお、届出が承認された場合、猶予期間中は、その資格の効力が休止されます。

- ①妊娠・出産あるいは長期療養等により、長期に関連業務に従事できないなどの理由で、資格の有効期間内に資格更新条件を満たすことができないことが見込まれる場合。
- ②天災・人災・感染症拡大・その他やむを得ない状況により、業務の継続が困難な事態が発生したことなどにより、資格の有効期間内に資格更新条件を満たすことができないことが見込まれる場合。

資格更新制度に関するお問合せ先

一般財団法人 日本医療教育財団 医療通訳技能認定試験担当
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9 駿河台フジビュービル 6 階

TEL 03-3294-1744

Email jigyo@jme.or.jp